

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の埼玉県准看護師試験受験資格認定に関する要領

1 目的

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づく同法施行規則第32条に定める准看護師試験の受験資格認定に関する基準の適用にあたっての具体的な要件等を定めるものである。

2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、埼玉県准看護師試験の受験資格を得ようとする者。ただし厚生労働省において看護師国家試験受験資格を認められた者を除く。

3 審査方法

審査対象者からの申請書類により審査を行い、4に掲げる認定要件に従い、埼玉県が受験資格審査を行う。

4 認定要件

以下の（1）～（7）までの要件を満たした者に対し埼玉県において総合的に判断し、埼玉県准看護師試験の受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

① 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

② 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

③ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目（臨地実習を含む。）の時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）学校養成所の要件

当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること。

（5）看護師学校養成所卒業後、原則として当該国において日本の看護師免許に相当する免許を取得していること。

- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
- (7) 日本語能力
日本の中学校または高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力検定1級を含む。）の認定を受けていること。

5 申請書類

申請にあたって、申請者は以下の書類を埼玉県保健医療政策課に提出する。

毎年4月1日から10月15日まで申請を受け付ける。

※10月15日が土日に当たる場合は、直前の平日を締切とする。

- (1) 埼玉県准看護師試験受験資格認定願（様式1）
- (2) 埼玉県准看護師試験受験資格認定理由書（様式2）
- (3) 履歴書（様式3）
学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学と卒業年次をそれぞれの学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。
- (4) 中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等の記載のあるもの）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し（日本国籍を有する者の場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本）。申請前6か月以内に発行されたものに限る。
- (5) 医師の診断書（様式4）
日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。
- (6) 写真1枚
申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した縦6×横4cmのものを履歴書に貼り付けること。
- (7) 外国で取得した看護師免許の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証の写しまたは合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等。当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は、セメスター制として換算しなすこと。）
- (12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容及び履修時間と、卒業した外国の看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表（様式5）（教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるよ

うに記載すること。)

- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6）
- (14) 外国で外国看護師免許を取得したものにあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力検定1級を含む。）認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. (7) から (11) 及び (13) から (15) については、提出書類と日本語訳の両方を、公的機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

※当該国の大使館、領事館とは、当該国以外に所在する当該国の大使館及び領事館であるので注意すること。

上記書類の提出が困難な場合は、公証役場による公正証書の提出に代えることができる。

3. (7) から (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。原本は照合後に返還する。
4. 上記3で記載した以外の提出書類については、申請後返還しない。

*申請時の注意

1. 認定申請は必ず本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
2. 申請書類の提出の際は、必ず電話で事前予約を行うこと。予約をせずに来課した場合、対応できないことがあるので注意すること。
3. 書類に不備があった場合は申請を受理できず、再度来庁が必要となるので注意すること。不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は申請締切日であるため注意すること。
4. 申請時は、申請書類以外に写真付きの身分証明書を持参すること。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。